

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6 年 8 月 24 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 カブシキガイシヤ サクラセツビコウキョウ
 株式会社 さくら設備興業
 住所 〒639-0276 奈良県葛城市當麻182番
 代表者氏名 代表取締役 田中 仁
 電話番号 0745-48-8677 090-5159-4966
 FAX番号 0745-48-8677
 メールアドレス sakurasetubi639@gmail.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 7 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	磯城郡 水道企業団企業長	✓	24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者	✓	18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 5 年 8 月 24 日

申請者 氏名又は名称 カブシキガイシヤ サクラ セツビ"コウギョウ
株式会社 さくら設備興業
〒639-0276
住 所 奈良県葛城市瀧麻 182番
代表取締役 オカモト タツ
代表者氏名 関本 仁
090-5159-4966
0745-48-8677

水道法第16条の2 第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2 第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
氏 フ リ ガ ナ 名	氏 フ リ ガ ナ 名
代表取締役 オカモト タツ 関本 仁	
事業の範囲	管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 さくら設備興業
上記事業所の所在地	郵便番号 639-0236 住所 萩城市 滝麻 182 番 電話番号 0745-48-8627 FAX番号 0745-48-8627 メールアドレス SAKURASETUBI639@gmail.com
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
岡本 仁 オカモト テン	第 1562号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（第18条関係）

機 械 器 具 調 書

年 月 日 現在

種 別	名 称	形 式、性 能	数 量	備 考
管の切断用	電動サンダー 電動丸ノコ ノコギリ 金切鋸		2 1 3 2	
管の加工用	パイプカッター やすり パイプねじ切り器		2 3 1	
接 合 用	パイプレンチ トーチランプ		3 1	
水圧テストポンプ	水圧テストポンプ		1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別に記入すること。

※土木機械等(チス、ブレーカー、ランマー、ユンボ等)は、記載しないこと。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 5 年 8 月 24 日

申請者

氏名又は名称 株式会社 さくら設備興業
住 所 奈良県 蔊城市 當麻 182番
代表者 氏名 代表取締役 田舎本 仁

水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県葛城市當麻182
株式会社さくら設備興業

会社法人等番号	1500-01-025518
商 号	株式会社さくら設備興業
本 店	奈良県葛城市當麻182
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う
会社成立の年月日	令和4年5月2日
目的	1. 水道施設工事業 2. とび・土工工事業 3. 管工事業 4. 大工工事業 5. 解体工事業 6. 建設に関するコンサルティング業務 7. 建築の現場管理業務 8. 一般廃棄物、産業廃棄物の収集、運搬、処理、保管及び再生利用 9. 不動産の売買、賃貸借、管理、仲介、保有及び運用 10. 不動産の鑑定業務 11. 不動産に関するコンサルティング業務 12. 古物営業法に基づく古物商 13. 衣料品、日用雑貨の販売 14. 食料品の移動販売 15. インターネットによる広告業務及び番組配信 16. 各種アプリケーションソフトの企画、開発、制作、配信、管理、運営及び販売 17. 各種カルチャーセンターの経営 18. 飲食店及び喫茶店の経営 19. 賃貸別荘、貸しビル、旅館、ホテルその他の宿泊施設の経営業 20. 四柱推命・風水等の占いを利用した人生相談、企業診断他の鑑定業務 21. 前各号に附帯関連する一切の業務
発行可能株式総数	400株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 100株
資本金の額	金500万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならぬ。

奈良県葛城市當麻182
株式会社さくら設備興業

役員に関する事項	取締役 岡本仁
	奈良県香芝市藤山二丁目1168番地9 代表取締役 岡本仁
登記記録に関する事項	設立 令和4年5月2日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。
(奈良地方法務局管轄)

令和5年8月15日
奈良地方法務局葛城支局
登記官

畠山尚江



回一の報警提の件

奈良県大和高田市六字大中93番地
(大和高田市役所東側小川ビル内)

高田市役所
公證人 大竹 聰
電話：大和高田 0745-22-1145

株式会社さくら設備興業 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社さくら設備興業と称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 水道施設工事業
2. とび・土工工事業
3. 管工事業
4. 大工工事業
5. 解体工事業
6. 建設に関するコンサルティング業務
7. 建築の現場管理業務
8. 一般廃棄物、産業廃棄物の収集、運搬、処理、保管及び再生利用
9. 不動産の売買、賃貸借、管理、仲介、保有及び運用
10. 不動産の鑑定業務
11. 不動産に関するコンサルティング業務
12. 古物営業法に基づく古物商
13. 衣料品、日用雑貨の販売
14. 食料品の移動販売
15. インターネットによる広告業務及び番組配信
16. 各種アプリケーションソフトの企画、開発、制作、配信、管理、運営及び販売
17. 各種カルチャーセンターの経営
18. 飲食店及び喫茶店の経営
19. 賃貸別荘、貸しビル、旅館、ホテルその他の宿泊施設の経営業
20. 四柱推命・風水等の占いを利用した人生相談、企業診断他の鑑定業務
21. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を奈良県葛城市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機関)

第 5 条 当会社は、株主総会及び取締役を置く。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、400株とする。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。

(株券の不発行)

第 8 条 当会社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第 9 条 当会社の株式取得者が、株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令で定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示の請求)

第 10 条 当会社の株式につき、質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。

2 質権の登録の変更若しくは抹消又は信託財産の表示の抹消についても前項に準ずる。

(手数料)

第 11 条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならぬ。

(株主の住所等の届出)

第 12 条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも同様とする。

(基準日)

第13条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集手続)

第15条 株主総会を招集するには、株主総会の日の1週間前までに、議決権行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数をもって決定し、取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

第18条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2 取締役が、株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があつたものとみなす。

(議決権の代理行使)

第19条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第20条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第4章 取締役

(員数)

第21条 当会社の取締役は、1名以上とする。

(選任の方法)

第22条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第23条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又はその選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(社長及び代表取締役)

第24条 取締役が2名以上ある場合は、そのうち1名を代表取締役とし、株主総会の決議によってこれを定める。

2 代表取締役を社長とし、会社の業務を執行する。

(報酬等)

第25条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益については、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第26条 当会社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第27条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

2 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第28条 剰余金の配当が、その支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(最初の事業年度)

第29条 当会社の設立後最初の事業年度は、当会社設立の日から2023年4月30日までとする。

(設立に際して発行する株式等)

第30条 当会社の設立に際して発行する株式（以下「設立時発行株式」という。）の総数は、

普通株式100株とし、発起人がその全部を引き受ける。

2 発起人が前項の設立時発行株式と引換えに払い込む金額の額は、1株につき金5万円とする。

(設立に際して出資される財産の最低額)

第31条 当会社の設立に際して出資される財産の最低額は、金500万円とする。

(発起人の氏名又は名称及び住所、割当てを受ける設立時発行株式の数)

第32条 発起人の氏名、住所及び発起人が設立に際して割当てを受け、引き受けた株式数と払い込む金額の額は、次のとおりである。

奈良県香芝市藤山二丁目1168番地9
岡本 仁

割当てを受ける株式数 普通株式 100株
払い込む金額の額 金 500万円

(設立時取締役及び代表取締役)

第33条 当会社の設立時取締役及び代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役

岡本 仁

設立時代表取締役

奈良県香芝市藤山二丁目1168番地9

岡本 仁

(定款に定めのない事項)

第34条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、株式会社さくら設備興業の設立のため、発起人を代理して司法書士西尾信治が電磁的記録であるこの定款を作成し、これに電子署名する。

令和 4 年 4 月 20 日

発起人 岡本 仁

上記発起人

定款作成代理人 司法書士 西尾 信治

高田公証役場

提供の日付： 2022年4月27日

公証人： 14020005 大竹聖一

所属法務局： 奈良地方法務局

公証役場： 高田公証役場

奈良県大和高田市大字大中93番地

請求対象の登簿管理番号： 22-1402000502000974

請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証

請求対象の認証日： 2022年4月27日

請求対象の処理公証人： 14020005 大竹聖一

所属法務局： 奈良地方法務局

公証役場： 高田公証役場

奈良県大和高田市大字大中93番地

認証文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。

この定款の写しは、原本に相違ありません。

令和5年8月24日

株式会社 さくら設備興業
代表取締役 国本 仁



給水装置工事主任技術者証

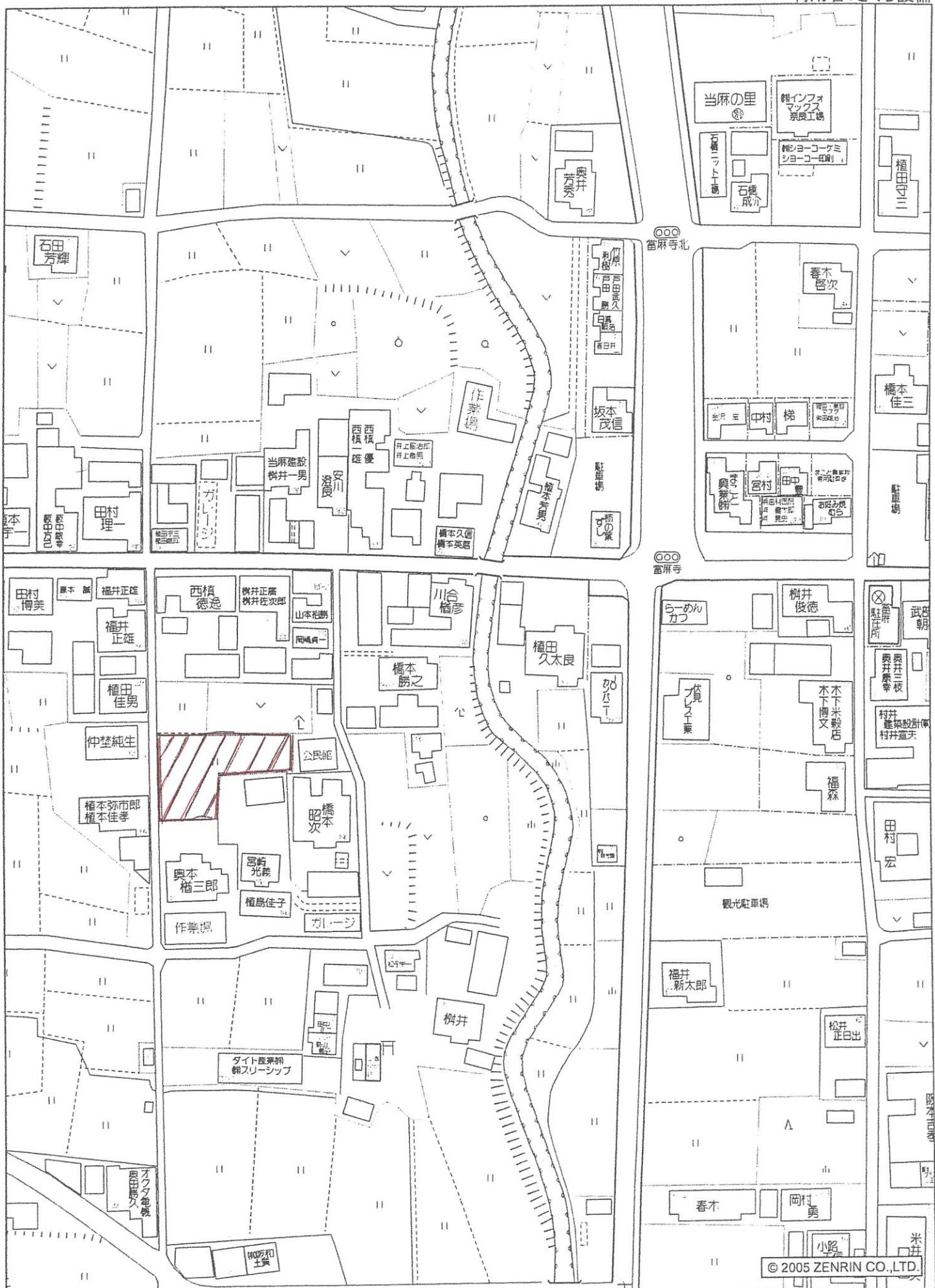
免状番号 第7562号
交付年月日 平成10年 2月25日
本籍 奈良県
フリガナ オカモト ヒトシ
氏名 岡本 仁
生年月日 昭和44年 5月10日

財団法人 給水工事技術振興財団理事長



200502葛城市 [葛城市 20図 I-1]

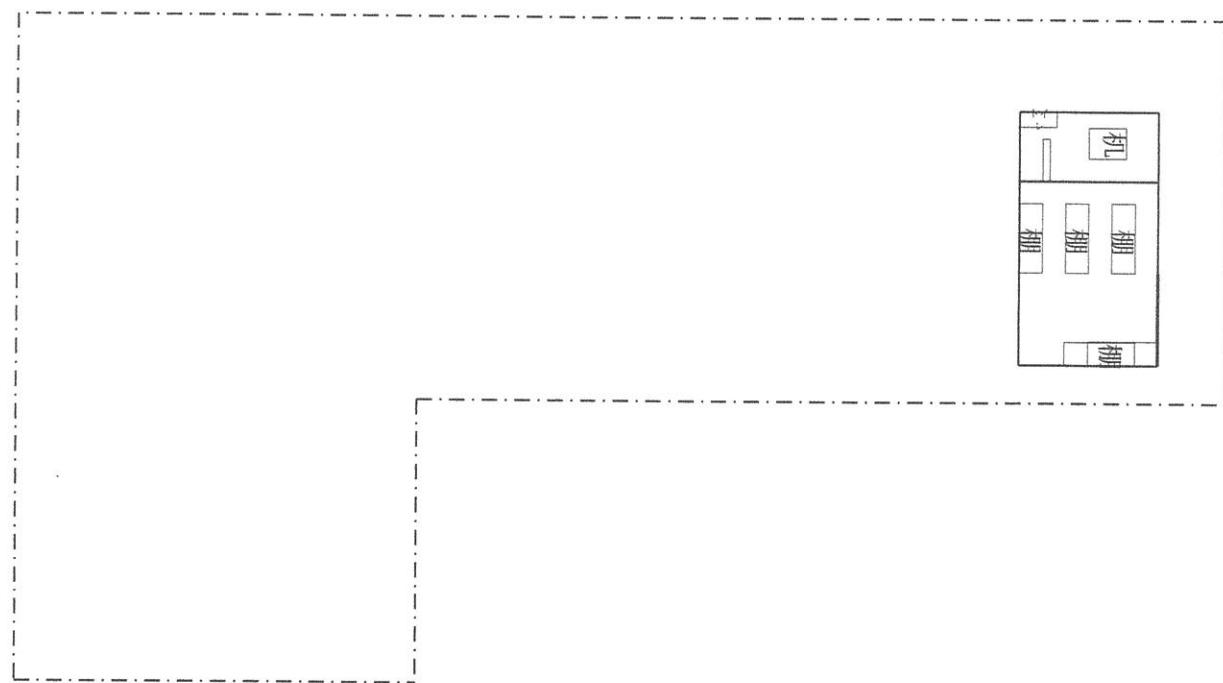
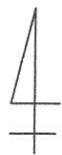
利用者:さくら設備



第6条第3項関係

付 近 位 置 図

N

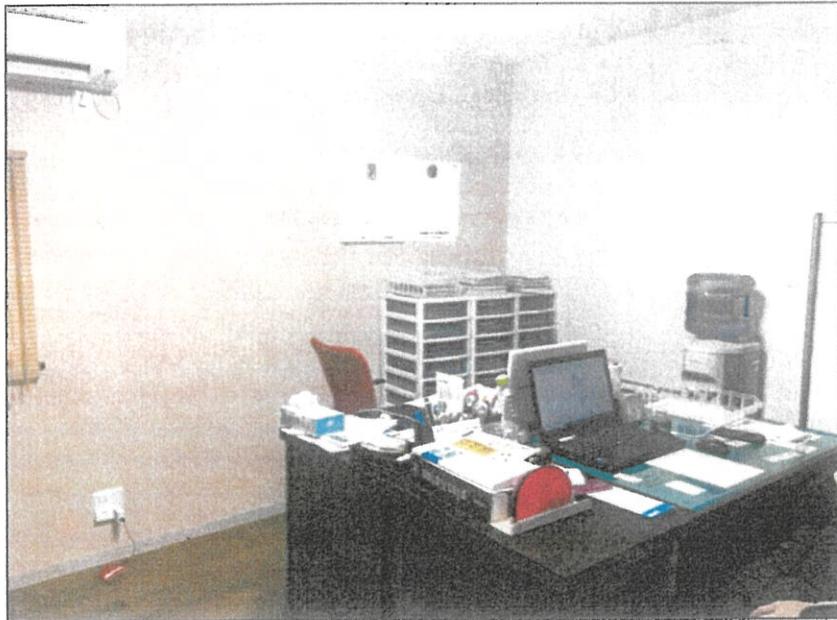




営業所の名称: 葛城市當麻182
株式会社さくら設備興業営業所



営業目的:事務所及び倉庫



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ
氏名又は名称
住所
代表者氏名
電話番号
FAX番号
メールアドレス

(カ) サクラ センビヨウヤウ
(株) さくら設備興業
葛城市瀧麻182番
オカモトサン
(社) 本仁
0745-48-8677
SAKURASENTI639@gmail.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 7 者

NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓
7	五條市 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
8	御所市 水道事業管理者	
9	生駒市 水道事業管理者	
10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓
11	葛城市 上下水道事業管理者	✓
12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	
13	平群町 水道事業管理者	
14	三郷町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
15	斑鳩町 水道事業管理者	
16	安堵町 水道事業管理者	
17	磯城郡 水道企業団企業長	✓
18	高取町 水道事業管理者	
19	明日香村 水道事業管理者	
20	上牧町 水道事業管理者	
21	王寺町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
22	広陵町 上下水道事業管理者	✓
23	河合町 水道事業管理者	
24	吉野町 水道事業管理者	
25	大淀町 上下水道事業管理者	
26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 株式会社 こうら設備興業

住 所 葛城市葛麻182番

代表者氏名 田中 仁二

選 任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
解任の届出
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 こうら設備興業	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
田中 仁二	第 1662号	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第七五六二号

給水装置工事技術者免状

本籍 奈良県

氏名 岡本 仁

昭和四十四年五月十日生

水道法(昭和二年法律第二百七号)の
規定により給水装置工事技術者
技術者免状を交付する。

平成十年二月二十五日

厚生大臣 小泉純一郎

